

開 会

守内国土計画局総務課長 お待たせいたしました。それでは、ただいまから国土審議会第1回調査改革部会を開催させていただきます。

私、国土計画局総務課長の守内でございます。本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、調査改革部会の第1回の会合でありまして、部会長選出の手續までの間、暫時、私が司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議の冒頭に、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。

国土審議会運営規則第5条の規定によりまして、「国土審議会の会議は原則として公開すること」とされており、これは、同運営規則第8条の規定によりまして、当部会にも準用されているところでございます。したがいまして、当部会におきましても本審議会の方針に従い、会議・議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本調査改革部会は、去る6月23日に開催されました第3回国土審議会において、その設置が決定されたものでございまして、お手元の資料2別紙「調査改革部会設置要綱」にございますように、「国土の総合的点検」及び「国土計画制度の改革」について、最近の経済社会情勢の変化を踏まえつつ調査審議を行い、その結果を審議会に報告していただくことを任務としております。

委員紹介

守内国土計画局総務課長 当部会に所属する委員につきましては、国土審議会令第3条第2項に基づき、秋山会長に御指名をいただきました。委員構成は、国土審議会委員から10名、特別委員から30名の合計40名でございます。皆様には、御多忙にもかかわらず、部

会への所属を御快諾いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日は第1回目の会合でございますので、委員の方々を御紹介させていただきます。

池谷奉文委員でございます。

奥野信宏委員でございます。

小早川光郎委員でございます。

齋藤邦彦委員でございます。

島田精一委員でございます。

杉岡浩委員でございます。

須田寛委員でございます。

高木勇樹委員でございます。

田中健次委員でございます。

堤富男委員でございます。

寺澤則忠委員でございます。

中川博次委員でございます。

中村徹委員でございます。

中村英夫委員でございます。

西垣昭委員でございます。

星野進保委員でございます。

森繁一委員でございます。

森地茂委員でございます。

八島俊章委員でございます。

矢田俊文委員でございます。

山田圭藏委員でございます。

それから、ただいまお見えになりましたが、佐和隆光委員でございます。

なお、生源寺眞一委員及び高橋進委員、早瀬昇委員につきましては、まだお見えでございませんけれども、本日は御出席の予定でございます。

なお、全体の委員につきましては、お手元にお配りしました委員名簿をもちまして御紹介にかえさせていただきたいと存じます。

なお、皆様のお手元には、当部会の所属に関する秋山会長からの指名通知を置かせてい

ただいております。また、新たに国土審議会特別委員に御就任いただきました高木委員、田中委員、八島委員、山田委員には、国土交通大臣より国土審議会特別委員に任命する旨の辞令もあわせて置かせていただいております。皆様におかれましては、本部会の運営につきまして御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

部会長互選

守内国土計画局総務課長 それでは、次に部会長の互選をお願いしたいと存じます。

国土審議会令第3条第3項の規定に基づき、部会長は部会に属する委員及び特別委員の方々から互選していただくことになっております。いかがいたしましょうか。

どうぞ。

奥野委員 大変、僭越でございますけれども、部会長につきましては、国土審議会基本政策部会長として部会報告のとりまとめに御尽力されまして、また国土政策について深い学識を有していらっしゃる中村英夫委員にお引き受け願ってはいかがかと思っておりますので、御提案申し上げます。

守内国土計画局総務課長 ありがとうございます。

ただいま奥野委員会から、中村英夫委員にという御提案がございましたが、皆様の御意見はいかがでしょう。

〔「異議なし」の声あり〕

守内国土計画局総務課長 御異議ないようでございますので、中村英夫委員に部会長をお引き受け願うことといたします。

それでは、中村委員、部会長席に御着席くださいますようお願いいたします。

また、これ以降の議事運営は部会長をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

中村部会長 ただいま部会長に御推挙いただきました中村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本調査改革部会の一つの大きな仕事は国土の総合点検でございます。それと同時に、調査改革部会という名前がついておりますように、五全総のとき、前回の全総計画のときから宿題になっておりました全総計画の体系そのものを見直していくという大きな仕事をご

ざいます。この体系そのもの見直しというのは、この先、次は何十年先になるかわからないこととございます。したがって、その間、長年にわたっての日本の国土計画の体系を形づくる、それと同時に、その結果、さらにその先、長きにわたってこの国の形を形づくっていくことになるという大変大きな仕事とございます。

そういう大きな仕事をする部会の部会長という重責、痛感している次第でございます。それと同時に、この委員の皆さん方に、今回の部会の持っている意義を十分御理解いただいて、思い切った改革の案をどしどし出していただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

部会長代理指名

中村部会長 それでは、最初にお諮りいたしたいと思っておりますが、国土審議会令第3条第5項の規定に基づきまして、あらかじめ部会長代理を指名させていただきたいと思っております。

まことに恐縮でございますが、西垣委員に部会長代理を務めていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

西垣委員 御指名いただきまして、まことに光栄でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

事務次官挨拶

中村部会長 それでは、本日の議事に入ります前に、まず青山国土交通事務次官から御挨拶をお願いいたします。

青山国土交通事務次官 国土交通事務次官の青山でございます。本日は、遠くは仙台、京都からも、大変お忙しい方にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

国土交通省が、2001年1月6日に発足いたしまして約2年半がたとうとしております。省の目標というものを省の発足に当たって5つ決めたわけとございます。一つは自立した個人の生き生きとした暮らしの実現、二つ目は競争力のある経済社会基盤の構築、三つ目が安全の確保、四つ目が美しく良好な環境の保全と創造、そして、五つ目が個性ある地域の発展という、この5つの目標を決めたわけとございますが、非常に、この国土審議会に

関わる部分が多うございます。

また、最近のいろいろな流れの中で、地方の主体性、また広域ブロックを重視した地域の活性化という議論も高まっているところでございます。地方が主体的に計画を樹立する方式へと転換していくことが非常に重要になってきているのではなからうかという認識も持っております。

一方、我が国の人口を見ましたときに、非常に少子・高齢化が進んでいる。日本の人口については、将来、今までの文明社会が経験したことの無いぐらいのスピードで少子・高齢化が進むということが言われているわけでございます。そのような状況のもとでの国土のあり方というものは、非常に大切なテーマになってくるのではなからうかと思っているわけでございます。

いずれにしましても、今、中村部会長のお話にございましたように、調査改革部会でございます。極めて活発な御議論を皆様からいただきますよう心からお願い申し上げまして、簡単でございますが、私の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 事

(1) 今後の調査審議の進め方について

中村部会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。お手元の議事次第に従って進めます。

本日の議題は、1番目が「今後の調査審議の進め方について」でございます。2番目が「土地政策分科会企画部会国土利用計画法ワーキンググループ中間とりまとめ」についての2点でございます。

まず、今後の調査審議の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

佐久間国土計画局総合計画課長 担当の総合計画課長でございます。

それでは、お手元にお配りされております資料をまず御確認願いたいと思いますが、1枚目に議事次第が載っております。そこに資料が書いてございますけれども、1から5までで、5が2つに分かれているという形でございます。

資料1は名簿でございます。資料2は、この部会の設置にかかわる資料、第3回の国土審議会の決定でございます。3と4が、これから私が御説明するものでございまして、(2)

の議題の関係のところは5 - 1と2という形で2つになってございます。

あと、参考でこの関係の法令がお配りしてあると思います。

それでは、お手元の資料3をご覧いただきたいと思いますが、表題のところは「専門委員会の設置について(案)」というふうになっているものでございますが、最初の3枚が、この部会のもとにおきまして専門委員会を設置いたします際の手続の関係でございます。

別紙に、2枚目でございますが、専門委員会の設置要綱という形になっております。初めに5つの専門委員会を置くようになってございます。この関係でございますけれども、2枚めくっていただきますと、(参考)で調査審議体制という形になっておきまして、国土審議会のもとに置かれております調査改革部会のもとに5つの専門委員会が置かれるという形でございますが、大きく2つに分かれておきまして、国土の総合的点検を行いますところの小委員会が3つ、国土計画制度の改革のための委員会が1つ、それから、全体の運営にかかわります企画運営、連絡調整のための企画運営委員会が置かれるという形になってございます。

5つの委員会についての設置をお諮りするということでございますが、その任務が、お戻りいただきました2枚目のところに、企画委員会のところで連絡調整、それぞれの小委員会につきまして、地域の自立・安定小委員会について、人口減少、少子・高齢化のもとで、広域的な連携等により、人々の暮らしに対する満足感を高めるとともに、自立・安定した地域社会を形成する観点から国土の現状と課題について調査する。

2番目の国際連携・持続的発展基盤小委員会につきましては、グローバル化の進展を生かした活力ある国土形成や、少子高齢化、投資制約下での我が国の持続的発展のための国土基盤形成に資する観点から、同じように調査をいただく。

3番目に、持続可能な国土の創造小委員会につきましては、安全で自然豊かな国土を創造し、これを適正に管理し、将来の世代に継承する観点から、国土の現状と課題について、やはり御調査をいただくという形になります。

これが3つの小委員会のことでございますが、さらに制度検討委員会が別にございまして、国土計画制度の改革に関する専門の事項を調査するという形になってございます。それで、専門委員会の関連の規定が、細かいものが置かれているということでございます。

以上の調査審議体制で御検討いただこうと考えているところでございますけれども、この調査審議を進めるに当たっての大きなポイントを最初の1のところに整理をしてございます。説明資料というところの1枚目でございますが、「国土計画の今日的役割と改革」

というところでございます。さまざまな背景がございまして、新しい時代の潮流の中で、経済社会システム、行政システムなど、あらゆる分野において新しい対応が求められているところではありますが、こういった中で、全国総合開発計画、国土利用計画等からなります国土計画におきましても、市民といいますか、国民の積極的な参加あるいは国・地域の連携といったものを通じて、国土づくり、地域づくりに取り組んで、よりよい国土として次の世代に継承しようということで、これまでの計画の体系から国土の利用・開発・保全に関します総合的な計画への転換を考える、あるいは計画の指針性を充実し、国と地方の役割分担の明確化をする、こういったことを通じまして、新しい国土計画の方向性を打ち出しているところでございます。

この方向性を踏まえまして、21世紀の国土づくり、地域づくりにふさわしい国土計画体系の確立が一つでございます。

また、長期的な視点に立った国土政策上の課題を明らかにするとともに、土地政策分科会において進められております地方公共団体が策定する土地利用計画に関する検討とも連携を図りまして、実効ある国土計画制度の確立を目指すということが全体のものがございます。

初めに、大きく2つあります国土の総合点検と計画制度の確立、この2つのうちの総合的点検の部分でございます。

まず、国土をめぐる諸情勢の変化でございますが、平成8年に第三次国土利用計画（全国計画）、同じく10年3月に「21世紀の国土のグランドデザイン」、いわゆる五全総でございますが、ここにおきまして、さまざまな変化が見込まれた上で、今後取り組むべき政策が示されているということで、これに基づいて最近のところの状況を見てみますと、大きく4つにまとめられるかと思えます。

一つが、世界の主要国に先駆けて総人口が減少するということになりまして、前々から予想されたことではございますが、現実を持った問題ということで認識をされるようになっております。

また、国主導の画一的な方向から、地方が自立的に取り組む、個性という方向へ転換が求められております。

3番目でございますが、長期的に経済低迷が続いておりますけれども、経済のグローバル化は非常に進行しておりまして、世界におけます日本産業の優位性ですとか、地域の経済基盤の存立にいろいろと強い懸念が出てきております。

最後でございますけれども、地球環境問題につきまして、世界的に最も重要な課題ということで共通の認識が形成されておりまして、その対策の実践に、日本を初めとする世界各国が、強くその行動を求められているということでございます。

こういったことが、新しい時代ということで、国民の間に変革を求める機運が高まっているということでございますので、新しい時代にふさわしい国土像、地域の目標が求められていると考えられるところでございます。

こういったことを踏まえまして、新たな国土政策の構築に向けて、次の3つの観点から検討を行ってはということでございます。

一つが、人口減少、少子・高齢化のもとにおきます自立・安定した地域社会、2番目が、グローバル化の進展を生かした活力ある国土形成と持続的発展のための国土基盤のあり方、3枚目、1枚おめくりいただきまして、持続可能な国土の創造と大きく3つになるうかと思えます。

それぞれ概略御紹介いたしますと、人口減少、少子・高齢化という時代におきまして、人口が減るのも均等ではなくて、特に大きく減るところが出てまいりまして、地域社会の維持が困難になるようなところ、あるいは森林ですとか農地といった国土の保全に支障が生ずることが憂慮されます。こうした中で、地域の広域的な連携によって人々の暮らしを支えていくということと、自立・安定した地域社会を形成することが重要ということで、検討項目としては、人口がどうなるか。これは地域分布を含めてどうなるか。それから成熟していく経済社会のトレンドはどうか、地域社会の動きがどうか、これまでの全総計画で述べられた「大都市のリノベーション」「地域連携軸」というものの展開状況、基本政策部会で打ち出されております二層の「広域圏」の考え方への対応、また、ほどほどのよさを持った町といった考え方でありまして、新しい拠点をつくるということについての課題があるうかと思えます。

2番目の分野でございますが、東アジアが急激に勃興いたしております。その中で、世界の中での東アジアの位置付けが高まる。それから、我が国から見ますと相対関係ですね。東アジアとの関係がかなり変わってきております。今後、我が国におきましても少子・高齢化が浸透する、あるいは既存社会資本ストックの更新といったものに取り組まなければならないということで、新規投資もなかなか難しくなるという状況のもとで、我が国が活力を失わずに持続的に発展するための国土づくり、そのための基盤の考え方といったことが求められるところでございます。

具体の検討項目といたしましては、グローバル化進展の中での我が国の国際交流機能でありますとか活動の現状と課題といったものを見る必要があるのではないか。東アジアの成長を生かして、うまく我が国の活力につなげていくにはどういう国土形成をするか、そういうふうになっているかどうか。健全な地域間の競争に資するような国内の交流基盤といったものの現状と課題。人口が減る中で、活力ある地域社会あるいはそれを支える二層の広域圏についての国土基盤のあり方といったものもあります。

おめくりいただきまして、良好な環境を継承していく、安全な暮らしを支える、こういう観点での国土基盤の現状と課題。最後に、維持更新需要増大下で、今までつくったものをうまく使っていくということでありまして、効率的につくるといったことが大事になると思います。

3番目の持続可能な国土の創造でございますけれども、まず国土の資源管理という観点で、人口減少でもって、地域社会の維持そのものが困難になるというような状況でございますので、その地域資源の管理水準が低下することが憂慮されます。また、我が国の自然環境は、非常に良好な状態にあるとは言いがたいということで、このままでいきますと、さらに劣化してしまうことが危惧されます。また、地球規模で環境問題の深刻化も懸念されているところでございます。さらに災害の問題もでございます。それから、特に人口減少している地域での国土保全機能といったものが下がっているというようなことが予想されます。

ということで、循環型あるいは環境共生型の社会へ転換をしていく。森林・農地等の国土資源を適切に保全・管理をする。自然災害に対する脆弱性への対応といったところで、安全で自然豊かなという観点から現状を見ていこうというものでございます。

同じく具体的に、国土利用ですとか、国土資源の管理の状況についての現状と課題、地球環境問題や循環型・環境共生型の国土づくり、それから、多自然居住のアイデアが、現在計画で進められているわけでありましてけれども、その現状と課題、自然災害に強い国土づくり、農林水産業の多様な展開に係る現状と課題といったことがあろうかと思えます。これは、いずれも検討項目の例でございます。

ということで、長期的な視点に立って今後の国土政策の対応方向を示すべく、国土の総合点検を行っていただくということで考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして4ページ、 になってございます。「国土計画制度の改革」に関する検討項目です。基本政策部会の報告を昨年11月にいただいているわけござい

ますけれども、これを踏まえて主な検討事項を整理しますと、以下のようなかと思えます。

まず、国土計画体系の在り方についてでございますけれども、計画の理念の明確化というようなことが求められているということで、国土の利用・開発・保全に関する総合かつ基本的な計画としての位置付けを明らかにする必要がある。それから、全国レベルで全国総合開発計画と国土利用計画を統合していくということがあります。

また、国土計画の体系化ということを考えますと、全国計画と広域ブロック計画の役割分担や相互の関係をどう明確化するか。国の計画と地方公共団体がつくります計画、これの間の関係と連携方策の明確化。国土計画と関連します他の分野の計画、施策との関係についても明らかにする必要があるということでございます。

地方分権の推進との関連では、これを踏まえた計画内容・事項のあり方でありますとか、全国計画策定に地方公共団体の参画をどういうふうに求めるかということがございます。

また、具体の計画については、全国・広域・地方公共団体、地方公共団体は都道府県と市町村ということで、それぞれ整理をいたしますと、全国については、計画の指針性を向上するために、国土の情勢をめぐります変化を踏まえた計画内容、計画事項の在り方、地方公共団体や国民への意見聴取等策定手続の在り方の問題、それから、計画を評価することについての、いわゆるプラン・ドゥ・シーということでございます。また、それを踏まえた柔軟な計画見直しということを通じて実効性を向上させるといったところが論点になるかと思えます。

広域ブロックにつきましても、やはり同じく計画の指針性の向上という観点におきまして、都道府県域を超えた広域的な課題というものの解決を図るのがこの役割であるということから、それを踏まえた計画内容・事項の在り方、関係の地方公共団体が協議をしまして原案をつくるということで、地域の主体性を生かす計画策定手続の在り方、全国と同じように、計画評価ですとか見直しというような実効性の担保の在り方があります。

また、広域ブロックについては特別に、やはり計画圏域の問題で、地域の自主性の発揮や個性ある地域づくりということを考えに入れて、計画圏域をどう設定するかという問題がございます。

地方については、まず都道府県でございますけれども、新たな体系におきますその中で位置付け、地域づくりに資する計画のあり方、土地利用計画に関しまして土地利用基本計画というものがございまして、これとの連携強化の在り方、住民参加による計画策定の

在り方ということがあります。

市町村におきましては、土地の部分が違いますが、基本的に同じような論点がございません。

以上が、私の方からの御説明でございます。

あとは、若干補足をさせていただきたいと思いますが、資料4でございます。今申し上げましたような内容につきまして、検討するに当たっていろいろと調査いたしてきておりますが、その中で、本日の議論に少し御参考になるかと思って背景の説明とあわせて御説明いたします。

全体、5つのパートになってございますけれども、これにこだわらずに、ざっとピックアップをして御紹介をしたいと思っております。

まず目次をめくっていただきますと、1枚目のところでございますけれども、右下に1と数字が書いてあります。これから、このところの数字を申し上げながら御説明したいと思っております。1枚目に、皆様、よく御存じの総人口の推移がございます。2000年あたりで1億2,500万を若干超えたところから、今世紀末のあたりに6,000万台といったところまで大きく下がってくるのが予想されております。

また、これを地域別に見てみますと、3枚目をご覧いただきたいと思いますが、これは、日本の国土を1平方キロ刻みで刻んで人口の分布を見たものでございます。人口の密度に応じて色を変えてございますが、左側、全国38万平方キロの中で実際に人が住んでいるところというのは、このメッシュの数でございます。16万でございます。この人口の分布を将来予測いたしますと、下の黒っぽいところ、青いところがだんだん増えていくということがご覧いただけると思っております。かなり人口の希薄なところが国土の中に占める部分が多くなっていくということでございます。

また右側でございますが、これは地方の都市圏、三大都市圏以外のところを見て、中心都市の人口規模別にどんな分布をしているかというところを見ております。これを、上から20万人未満、20万～30万人といった規模で見ますと、一番上にありますクリーム色の薄いところですが、4,000人以上という、いわゆる人口集中地域でございますが、これがかなり小さくなってしまふという姿が出ております。30万人以上となりますと、ある程度、維持されるという形でございますが、それでも25年から50年の間では少し下がってくるという姿でございます。そういう意味で、小さい都市の部分で、都市の性格がどれだけ維持されるかといった問題がございます。

4 ページは人口移動でございます。それを飛ばしまして5 ページ目でございますが、外国人がかなり増加いたしております。外国人労働者の数が、90 年から 2001 年に 30 万人弱から 80 万人弱というところまで増えております。労働力人口に占めます比率も 0.4 % から 1.1 % ということでございます。外国人の留学生数もかなり伸びております。また、それに伴って、家族などを含めて在留しておられる方の数もかなりの数になっております。

それで、いつも将来の人口減少に伴って労働力が足りなくなるというようなことが問題になるわけでございますけれども、そのベースになっております調査が右に参考としてございます。これまでも基本政策部会などで議論になっておりまして、若干補足させていただきますと、人口の出入りということにつきましては、日本国籍の方、外国の方、それぞれ出入りがある形が想定されておりまして、いずれも出入りがグローバル化に伴って増えるということを想定しております。入ってくる人が相当たくさんいるのですけれども、出て行く人もいまして、それほど大きな労働力のコントリビューションにはならないのであります。いずれにせよ、2050 年というところになりますと、国内で働いている人のかなりの割合、3 % から 5 % といったところは外国人になっているということもあり得る数字になってございます。ただ、細かい内訳は、この試算そのものから出てこないもので、そういった概観でございます。

6 ページ目、7 ページ目、8 ページ目あたりは、自然災害ですとか犯罪といった安心にかかわるようなところでございますが、こういったところにつきましても、最近、ちゃんとリスクを公表して検討しようということで、いろいろな情報が出るようになっております。

また、9 ページ目でございますけれども、市町村で景観条例が制定されているところの数でございますが、このところ、非常に大きく増えてきておりまして、景観に対する国民あるいは地方行政の関心の高まりを示しているところでございます。

それから、10 ページ目でございますが、大都市部で、若干、交通面での混雑の緩和が見られるというものでございます。

11 ページでございますが、NPO の活動がかなり活発になってきておりまして、地域の問題にかなり積極的に出てきております。

12 ページでございますが、コミュニティ・ビジネスといった動きもでございます。

それから、13 ページでございますが、これはアジアの中での日本というようなことを考えますと、オレンジのところは日本のブロック単位ぐらいで見えております。ブルーでとっ

てありますのがアジアの国々の経済規模でございます。矢印が赤くしてあるところをご覧くださいますとわかりますように、アジアの国々の経済規模が、こういう面で見ると、かなりの存在感になってきているということでございます。

次に1枚飛ばしていただきますと、アジアでの港の問題ですとか、この後、空港の関係もどのぐらいのネットワークになっているかというような指標を示してございます。

17ページに、日本に来る観光客のバランスが悪いということが言われておりますが、左がそうでございますが、地域間で見ても、関東や近畿、中部、九州といったところに集中しているという状況が見えます。

それから、20ページに飛んでいただきますが、最近ブロードバンドで、通信の分野におきます通信容量の拡大、それから、コストが下がるといったことでよい動きがあるのですが、これは全国と代表的なものとして関西圏を見ておりますけれども、かなり、まだ普及の度合いには差がございます。

22ページに飛んでいただきまして、環境の問題でございます。地球の温暖化に伴って水面が上がると、かなり危ない地域が相当の広さあるという話ですとか、生態系への影響といったことがいろいろと懸念をされております。

また23ページは、我が国が世界の地球環境にどれだけの負担を加えているかといった指標ですが、相当大きな負担をかけているということでございます。要するに、国内で供給可能なものを超えて消費をしているということでございます。

次に、24ページと25ページが、国土資源管理という観点で農地の管理でございますけれども、耕作放棄地が増えているということが左下のところに出ておりますし、25ページの右側でございますが、これは森林のうち間伐対象になっている面積と、そのうち放置されている面積ということで、相当のものは問題が生じているということでございます。

26ページでございますが、沿岸域の問題で、この沿岸域の管理に関しまして、利用と保全の面で調整の必要性が非常に出てきているというところでございます。

27ページでございますが、これは、
、
、
と3つの欄がございますが、一番肝になりますのは
でございます。更新投資が、これから25年間でどれくらい行われるかという想定で、約420兆円弱の累積額になります。過去の25年でいきますと、790兆円の投資のうち100兆円が更新でございましたので、690兆円の新規投資ができたということでございますが、600兆円から900兆円というかなりの幅を持った想定をいたしましても、今後できる新規投資の量というのは余り多くないということがございます。これを何とかし

ようということでありますと、更新を何とか抑えろとか、効率化を図るといったことになります。

以上が、大体御説明の部分でございます。29 ページ以降には、これの関連のより詳しい資料がございます。

それから、一番最後でございますけれども、国土のモニタリングということが出ております。これは基本政策部会の報告で、こういう方向があるのではないかとお示しいただいた部分ですが、先行して着手可能だということもありまして、いろいろと検討してきております。

基本的な考え方でございますけれども、右のグレーの四角のところにあります。計画を策定し、推進、評価をして、またそれを推進にフィードバックしていく。このプロセスを通じて効率的に計画を推進していこうということでございますけれども、これを進めますには、国土の状況を常時把握していくことが必要だということ踏まえてのものでございます。これまで検討を進めてきていまして、ある程度蓄積ができてまいりまして、現在、森地先生の御指導をいただきながら勉強を進めた成果がまとまりつつありまして、おいおいその成果をまた御紹介してまいりたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

中村部会長 ありがとうございます。今、総合計画課長の方から、一つはこれからの調査審議の進め方、それからもう一つは、総合点検の内容あるいは国土計画制度の改革についての考え方の説明がございました。

これにつきまして、何か御意見がございましたら、ぜひ伺いたいと思います。特に、改革の進め方あるいは総合点検の中身につきまして、こういったものをもっとやれというふうな御指摘等がございましたら、ぜひともよろしく願いいたします。

御質問等も結構でございます。いかがでしょうか。

須田委員、どうぞ。

須田委員 僭越でございますが、ちょっと中座をしなければいけないかもしれませんので申し上げておきますが、2点ほど感想とかお願いを申し上げたいと思います。

これからの計画を部会その他で御策定いただきます際に、やはり、どうしても前提になってくるのは人口問題だと思えます。ここにも書いてございますように、大変、日本人の人口が減っていく、極端には4000万になると。4000万になったら、社会が多分形成できないという問題が起こりますから、相当深刻な問題が起こると思えます。

しかし、現実はそのような状態でございますから、少なくとも 21 世紀の半ばぐらいまでは念頭に置いて、どれだけの人口があれば、最も理想的な国土が形成できるのかということとを逆算して提案することが一つあっていいのではないかと思います。

その場合、どこまで日本人の人口が保てるかという議論があるわけでありましてけれども、極端に言えば、外国人の秩序ある受け入れということも大事だと思いますし、好ましい外国人という言葉は悪いですが、例えば特別な技能者を受け入れるとか、秩序ある受け入れということを念頭に置きながら、外国人を含めて日本にどれだけの人がいて、どれだけの働き手がいて、どれだけの年齢別の人口があれば、一番理想的な社会ができるかということとを先に描きまして、そして、そこに至るべく子供を産むように努力をすとか、あるいは場合によれば外国人の人々に日本に来てもらって、そういう人々と国際的な交流を図りながら、日本の国土、社会を維持する、そういうような発想が一つあっていいと思いますので、必ずしも日本人だけで人口を考える必要はないと思います。

人口は自然に任せるのではなしに、どれだけあれば理想だということは、やはり一回提案をして、その辺を国民に選択してもらうような姿勢が必要ではないかと思いますので、その点を、私の感想として申し上げておきます。

もう 1 点だけ申し上げさせていただきますけれども、これからいろいろな数字目標が出てくると思うんですね。アウトカム指標というようなお話がございましたが、現在まではアウトプットで、どちらかといえば、お金を幾ら使ったかとか、あるいは新幹線を何キロつくったかとか、道路が何キロ整備されたかというようなものが中心でございましたが、どういう社会的・経済的効果があったのかということを目標に描いてアウトカム効果というものを数字的にあらわしていくことが、これからの国土計画の指標になるだろうと思います。

その場合、指標のつくりかたというのが、重要だと思うのでありまして、これを徹底的に、一つ専門家で御議論いただいております必要があると思います。

と申しますのは、現在、新聞の報道によれば、例えば交通事故、死亡者の出る交通事故というものの割合を 10 % 減らすという目標値が出ています。仮に 10 % 減らしたら、あと残りの死亡者は、そのまま毎年出るということなんですね。死亡者は、限りなくゼロでなければいけないので、こういうものが指標になじむのかどうか。

それから、例えば音の出るバリアフリーの設備ですとか、音の出る信号というものを全交差点の何割にすると書いてありますけれども、どういう交差点なのかということを書か

ずに何割にするということでは、人が来ないようなところにつけても実績が上がるわけでありますから、その辺のいろいろな総合的な指標分析というのをやってみなければいけない。指標は何も、必ずしもそういう数値目標を出す場合にただの数字だけでなく、例えば委員の方々の採点方式ですね。10とか5とか、そういうようなやり方でやる指標方式もあると思います。単なる信号何機とか何パーセントという、また、それは今のよう数中心の議論に戻ってしまう。

それから、例えば駅の70%を段差のない駅にするとありますけれども、田舎の駅は全部段差がないんですね。そういたしますと、そういうものも入れてパーセントをはかるのであれば、非常に変なものがでてくる。

そういうことでございますから、変なものというか、質の低いものも、数値を満たすために出てくる恐れさえあるわけであります。数値目標、アウトカム指標の作り方は大変貴重な、重要な問題でございますから、その点だけ、一つ専門委員会等での徹底的な御審議をお願いしたいと、私どもも、またそういうものについて御意見を申し上げていきたいと思っております。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、中村委員、お願いします。

中村(徹)委員 ただいま須田委員のお話がございましたので、関連して私も感想を申し上げさせていただきたいと思っております。須田さんのおっしゃった第1点の方は、大変重要な御指摘だと思ひまして、私も、ある意味では全面的に同感でございます。

先ほどの資料4を見ましても、5ページに事務当局としての、今、須田さんがおっしゃったようなことを念頭に置いていらっしゃるような表が置かれているわけでございますけれども、やはり、ここからさらに一步踏み込んで人口の問題を議論する。また、そこを議論しなければ、本格的な国土計画というのはできないのではないだろうかと思ひます。

それに関連して、委員会の方の2番目に、グローバル化の進展との関係で東アジアとの関係を委員会で審議する項目として取り上げていらっしゃいますが、実は、この人口の問題というのは、東アジア経済の中で日本の経済がどのような位置を占め、どのような関係を東アジア経済との間で持つか、どのような位置を占めるのかというような議論、そういった将来の展望というもののまで描かないと、さっきの人口の問題もなかなかどうすればいいかという議論になってこないのではないかと。やはり、ここでも東アジア経済との関連は

議論をしていただくけれども、それをさらに、ここに書いてあるよりも深度化して御議論をしていただきたいと思っております。

つけ加えて、これは、私の今やっている観光関係から見ている仕事で東アジア経済との関連を考えてみますと、日本の人口が減ってきて、1次産業、2次産業が衰退してくるといふことになってくると、やはり3次産業というようなことで、観光立国ということが最近言われておりますけれども、観光立国というのを仮に日本に来る訪日外客をふやすことで日本の産業を振興していこうという考え方だとしますと、アジアからのお客を増やすしか方法はない。特に中国からのお客を増やすしか方法はない。

しかし、この場合にネックになっているのは何かということ、一番表れているのがビザの問題であります。今、日本の国のビザの政策は、アジアからのお客様をできるだけ入れないという政策としか思えないような厳しさになっているわけです。

それでは、そのビザの障壁を低くしていくかということ、それに対しては非常に国内で反対論がある。ということは、日本人たちの中で、やはりアジアの人たちをお迎えしようという気持ちが非常に少ない。むしろ、そこに抵抗感を持っていらっしゃる方が多い。やはり、そういう日本の国全体の中でグローバル化、東アジアとの関係をもっともっと開放されたような形にしていかなければならない。そのためには、我々の観光でやっている訪日客をふやすというのも一つの手段であります。これも鶏と卵との関係みたいなことがあって非常に難しいという面もありますので、まず、そういった問題についての国民的な合意の形成、そのための一つの過程、手段であってほしいというふうに思います。

長くしゃべって申しわけございません。

中村部会長 ありがとうございます。

今、日本は困難な問題ばかりなのですが、そういった中で明るい未来を描ける審議会というのは、ひょっとしたらこの審議会くらいしかないのかもしれない。そんなわけで、ぜひとも皆さんの方から、明るい日本を描いていける、そういうシナリオのヒントになるようなお話もどんどん出していただければ大変ありがたいと思います。

どうぞ、お願いします。

堤委員 私、これだけの知恵と人材と、そして国土交通省の持っている予算の額と、こんなに立派なことをやって、何で余りアプリシエイトされないのだろうかというのが、実は不思議でございました。よほど時代の流れをつかむのが間違っているのではないかと考えたこともありますが、今日、時代の流れ、変化というのを素直に聞いていると、全く間

違っていませんね。人口減、アジアとのグローバル化、そういう意味では、時代の流れをつかんでいるという意味で間違っていないと思うんです。

ただ、どうも実際にやっていく場面で、恐らく、ニーズとのずれがあるのではないかと。初めての会でございますので抽象的なことを申し上げますが。

それから、2番目に申し上げたいのは、テンポのずれというのがあるのではないかと。テンポというのは、昔、日本が高度成長していた時代のつくり方と、それから、大分国内の内発的な、内在的な成長力が衰えた中での国土づくりというのは、何かテンポが違うのではないかと。ニーズとテンポはずれがあるのではあるまいかという、今、仮説を立ててこれからの話を聞いていこうと実は思っております。

それで、日本はていたらくだというふうに言われておりますが、いまだに世界で一番の債権国です。外国にお金を貸しているのでは日本が一番ですし、毎年貸す量でも日本が一番なわけですね。これがいつまで続くかというのはいろいろな議論がありますが、この時代に我々があと10年住んでいる中で、これを使って国土づくりをうまくして、ぜひ魅力のある国にしたいというのは、皆さん、共通の願いだと思います。

ただ、やはり現実の場面で見ますと、日本は企業がどんどん減っていく、工場が減っていくというのがありますが、一番の問題は、減っていくから問題ではなくて、新しいものがわいてこない、かつ外から来ないという、ここが最大の問題です。やはり魅力のある日本の国をどういうふうにつくるかというのは、一時、ソフトパワーという単語が随分はやりましたが、私は、ソフトパワーもありますけれども、やはり本当に大事なものは、ハードが立派で、かつ安くて、そういう魅力のある国になるということ。今の観光の話も私はそうだと思いますが、ぜひ、そういう魅力のある国土づくりというものをお願いしたいと思っております。

外国との比較というので、大分アジアもふえておりますが、ぜひ、今後も外国と比較するときにアジアと比較していただきたい。法人税というのを欧米と比較するのがはやっていますが、私はそうではなくて、アジアと比較しておかないと、だんだん近くに持たれてしまう。日本の企業すら外国への投資がどんどん増えているのに国内の投資が減っているというのは、単に労賃だけの問題でない問題を持っていると思っております。そういう意味で、これからの審議に大変期待しておりますので、一言申し上げさせていただきます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、佐和先生。

佐和委員 今、堤委員が、大体现状認識は的確ではないかというふうにおっしゃったのですが、私は一つ、必ずしも的確ではない点があると思うのですね。それは何かと申しますと、グローバリゼーションです。実は、御存知かどうか知りませんが、1980年代までに編纂された英英辞典のどこを見ても、グローバリゼーションという言葉は出てこないのですね。インターナショナル化とか、あるいはグローバリズムという言葉は昔からあるわけですが、グローバリゼーションというのは、90年代になってからつくられた言葉なんです。ということは、90年代に入ってからグローバリゼーションという言葉の意味するような現象が、世界じゅう至るところで、あるいはいろいろな次元で生じつつあるということを反映しているわけですね。

そして、やや話が高踏的になりますが、ソビエト連邦が解体したのは1991年12月のことです。つまり90年代の最初の年です。以来、アメリカというのは唯一の超大国ということで、アメリカのユニラテラリズムの時代。ブッシュになってからユニラテラリズムのように言われていますけれども、私の分析によると、90年代からがアメリカの一国主義なんです。

ところが、クリントンのユニラテラリズムというのは経済ユニラテラリズムだったので、経済ユニラテラリズムというのは、世界をできるだけ平和に保って、そして、特にアメリカの金融資本があちらこちらで高い利回りでローリスク・ハイリターンの資産運用ができるような環境をつくるということが、やはりアメリカ政府のねらいだったわけです。そういう意味で、クリントン政権を支えていたのはアメリカの金融資本と財務省でした。したがって、97年に東アジアの通貨危機が起きたときには、IMFとアメリカ財務省がうまく、結託してという言葉はよくないかもしれないけれども、いずれにせようまくおさめたわけです。

そして、2001年の1月から大統領がブッシュにかわりましたね。そして、ブッシュにかわってからは、今度、経済ユニラテラリズムではなくて軍事ユニラテラリズムに変わったわけです。それで、9.11からアフガニスタン、イラク戦争という経緯があったわけです。それから、京都議定書からの離脱ということで、身に余るようなユニラテラリズムを、むき出しのユニラテラリズムの態度を示すようになったわけです。

そういう意味では、さっき申し上げたように、クリントン政権の背後にあったのがアメリカ財務省と金融資本だったとすれば、今度は、ブッシュ政権の背後にあるのは何かとい

うと、言うまでもなく国防省と軍需産業ないし石油資本という、ある意味でオールドファッションな産業なわけですね。

一方、ヨーロッパに目を向けても、ヨーロッパでは、90年代の後半は、いわゆる中道左派政権が相次いで登場して、EU 15カ国のうち、99年末の時点では、スペイン、アイルランドを除く13カ国が中道左派政権だったわけですね。それで、中道左派政権というのは、おおむね、あるいは総じて言えばコスモポリタニズムというのでしょうか、外国人の受け入れに対して非常に寛容なわけです。したがって、アフリカ及びアラブ諸国からものすごい移民がヨーロッパに流れ込んだわけです。

そして、それに対して右派の人たちが、すごい憤りなり反発を感じるようになった。確かに、犯罪率も上がるし、フランスならフランス人の失業率は上がるというようなことで、結果的に右派からの反グローバリズムの動きが出てきて、そして、フランスをはじめ幾つかの国々で中道左派から中道右派、あるいはオーストリアのような極右政権が誕生したりもしたわけです。そういう意味で、今のヨーロッパのいわゆる右傾化傾向というのは一つのアンチグローバリゼーションと見ることができるわけです。

同時に、今度は環境団体や労働組合等が、要するに、サミットのときもそうですし、あるいはWTOの閣僚会議等、そういうところに数十万人規模のデモ隊が押し寄せますね。それで、彼らは何を言っているかということも反グローバリゼーションなんです。

それやこれやで、私は、右からの反グローバリズムと左からの反グローバリズムが、非常に際立ってきて、21世紀の最初の10年というのを見たときに、これは、むしろ90年代に非常に進展したグローバリゼーションと逆方向の動きがいい、悪いは別にして今進みつつある。そういうもつとで、もし仮に、日本政府あるいは国土交通省がグローバリゼーションを進展すべきであるという考えに立つならば、そのためには何をすればいいのかということを考えるべきではないかと。グローバリゼーションを所与の事実として見るのではなくて、それを推し進めるべきなのか、あるいは、さっき須田委員からお話がありましたように、人のグローバリゼーションというのを、果たしてどこまで進めればいいのかということですね。

それで、私は自分に関係のあることを一言だけ申し上げると、今一番グローバリゼーションが必要なのは、やはり大学である。大学を法人化したりするよりは、外国人教官をどんどん採用するほど特効薬はないと思っております。

以上です。

中村部会長 大学はそうとしても、それ以外は、先生のお考えはいかがですか。

佐和委員 少なくとも、いわゆる専門職のような分野で、もっとインターナショナルイゼーションといいですか、グローバルイゼーションをどんどん推し進めるべきだというふうに私は思っております。

中村部会長 わかりました。ありがとうございました。

どうぞ、寺澤委員。

寺澤委員 今、佐和先生のおっしゃったような大きな話ではないのですが、先ほどの御説明との関連で、少し今後の議論のお願いをしておきたいと思えます。

一つは、人口減少と少子・高齢化の地域別動向をいろいろ把握するということとの関係で、地域経済や地域社会が維持できないような地域があらわれるかもしれないという視点も非常に大事だと思うのですが、大都市の高齢化の問題も、実は非常に大きな問題ではないか。2020年ぐらいには、今の70歳以上の人口が倍増するということが予測されていて、その破壊力たるや、社会インフラ系統等に関しても大きいのではないかと考えておまして、その辺の御検討、大都市の高齢化の問題も力を入れて御検討をお願いしたいと思えます。

それから、地域の自立、生活圏の話とも関わるわけでございますけれども、先ほど来話が出ていたとは思いますが、やはり雇用の問題が非常に重要であり、雇用を維持するために産業の問題を避けて通れないのではないかと。物をつくるだけではなくて、先ほど中村さんや堤さんが指摘しておられたような観光産業、人が動くことによって雇用が維持されてくるというものもありますので、幅広く議論をしていただければと思えます。

あともう1点、中村部会長がおっしゃられた元気が出るという意味から言うと、地域の自立や国際連携でうまくやっている地域が既にあるだろうと思えます。いろいろなところでアジアとの関係作りが成功しているような事例もありますので、大変お手をかけますけれども、そういう具体的な事例紹介を御検討いただければありがたいと思えます。

以上でございます。

中村部会長 ありがとうございました。

今のところ、総合点検といいですか、そっちの方に大体お話が集中しているようですが、制度改革、これは今回、これこそ今回でなければできない大きな仕事ですので、こういうふうにするべきだという御意見があったら、それもぜひお願いしたいと思えます。

どうぞ、両方で結構でございますが、早瀬さん、お願いします。

大勢おられるので、手短に皆さん、お願いします。

早瀬委員 制度改革の話ではなくて、先ほどの佐和先生のお話の関連になるのですけれども、先ほども、毎年40万から80万くらい人口が減っていくとの説明がありました。それに対して外国人の人口増加は、この11年で見ると毎年7万程度だから、そういう点で言うと、大した貢献がないのだというお話がありました。実際に、この7万人の増加というのは、これだけの厳しい規制の中で、しかも7万人増えているという話であります。在住外国人をどのように受け入れるかということは、実は最も計画になじむ、つまり、今までは非常に規制していますから、規制している部分をどのように緩和するかということは、大変、計画のテーマになり得る話なのではないかと思います。

それともう一つ、そういう中で在住外国人の方が増えてくるといことは、当然、多文化共生社会をどうつくるかという話ですね。それで、多文化共生と言ったきれいですが、実は異文化共生です。こういう中で、實際上、これから非常に重要になってくると思いますのは、行政という機構は、基本的に人々を公平・一律に対応することを原則とする組織ですので、その分、多文化だとか異文化というのは大変苦手でおられる。

その点で、私は大阪ボランティア協会ないしは日本NPOセンターに関わっているのですが、NPOといった団体がどのようにこの問題に対応するか。今回の計画の中で、そういうNPOだとかNGOの存在を、多文化共生社会実現へのプロセスの中でどのように位置付けるかということも課題にしていただければいいかなと思いました。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、中川委員、お願いします。

中川委員 今、制度の問題で、例えば中央と地方の役割分担という話が出ているわけですが、国土計画の中で広域ブロックとか広域圏とございますけれども、私が関係しております河川を見ますと、河川の一つの流域の中で、はっきり申しまして、国が管理している区間と地方が管理している区間、そういったものの間の整備のギャップと申しますか、温度差によって相互がいろいろ足を引っ張られているというか、制約を受けているという状態があると思うのです。

したがって、必ずしも広域ブロックとか広域圏といった形をつくる場合の視野を、単に人口であるとか、あるいは既存の施設の有効利用であるということだけではなくて、例えば流域というようなものを考えたときに、循環・共生の社会を形成するという一つの非常

に重要な基本単位だというふうに考えます。

したがって、昔の幕藩体制というものを考えますと、今申しましたような流域を基本にした体制が敷かれていた、そういったこともいろいろ考慮していく必要があるのではないかと考えますので、一つお願いしたいと思います。

中村部会長 あと、いかがでしょうか。

矢田先生、制度の話、お願いします。

矢田委員 多少、制度改革の議論に関わっているので意見を言わせていただきます。時代的には、明らかに中央集権から地方分権へと言う流れで、三位一体の改革も議論されています。その意味で、国土計画や地域計画の主体は、国から都道府県ないし市町村に重点が移行しているとみるのがわかりやすいストーリーです。

ところが、地方では、計画の主体が単純に都道府県や市町村に移行することを妨げている逆のベクトルが生じています。クルマ社会、ネットワーク社会において日常生活における人、もの、サービスの動きが恒常的に市町村域を越えて行われ、また、より高次のサービスや観光、さらに営業などの企業のビジネス活動の圏域が都道府県域を恒常的に越えています。したがって、かつて国が担っていた地域計画の主体、財源の主体をストレートに市町村や都道府県に移行しますと市場メカニズムによって形成される経済圏域と行政圏域の間に、著しいズレが生じます。だからといって、それを理由にして国が相変わらず計画案策定の中心となり続けることは許されない。その辺のところ、広域的な日常生活圏域や広域ブロック圏域といった二層の広域圏といった発想の背景であり、計画主体としての市町村連合、都道府県連合を特に重視する制度設計が求められることになる。市町村合併や道州制は経済圏域に整合する地方の行政圏域の形成として長期的に位置づけるべきであろう。この辺のことを理解して制度設計をしていただきたい。

もう一つ言いたい。環境共生といったとき、ほとんど動植物生態、水・土・緑の話に終始しがちで。農林水産業とかかわって議論しがちであるが、重化学工業社会、先端技術社会において、化石エネルギーおよび鉱物性資源の循環についても重視すべきである。日本は世界的に見るとリサイクル産業を含め、こうした鉱物資源循環技術については最先端の位置にある。省資源。リサイクル産業育成など、鉱物資源の循環を広域ブロック単位で自立するなど、国土計画にも新しい視点を出していただきたい。少なくとも、東京のゴミを北海道にもっていくなどのない様計画策定が求められる。

中村部会長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

この間、国土審議会があったわけですが、そこで国会議員の何人かの方々から、もっとこの国土審議会が情報を発信して目指すものにするようにというふうな強い、激励とも叱咤とも言える話がありました。その辺も、これからいろいろ事務局の方でやっていただくと思っております。

どうぞ。

山田委員 北陸経済連合会の山田でございます。地方という立場から、ご意見を申し上げたいと思います。

今ほど、矢田先生からおっしゃったこと、また先ほど堤さんからお話がありましたことと関連しますが、やはり国の基本政策と現場である地方行政とが密着をしないと、なかなか実のあるものになっていかないのではなからうかという意味で、4ページの「国土計画体系の在り方について」で、国土計画と地方公共団体の計画の関係及び連携方策の明確化とか、施策等の関連の明確化とか、地方行政との関連のことが書いてありますけれども、今までうまく一体化していたのかどうかについて、いま一度掘り下げて、ぜひとも実のあるものにしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

と言いますのは、前回の五全総とか四全総、いろいろ地方の開発計画が打ち出されまして、地方の開発計画に基づいて、我々経済連合会も連携しているわけですが、それが、なかなか政策的に目に見えてこないということを、肌で感じている。そういうことで、国の政策と現場との視点のずれがそこで出てきているのではなからうかという感じも持っております。

それといま一つは、先ほど人口問題の話が出ましたが、確かに、北陸の方も相当の人口減を危惧しております。従いまして、固定人口の増というようなことがあるかもしれませんが、交流人口をいかにして増やすかということで、今いろいろな施策を打っているところです。そのためには何といたしましても社会インフラの整備が不可欠であります。人口問題や高齢化社会、スピード時代に対応するような社会インフラが整備されておられませんと、それをクリアすることができない。したがって、そういう点も、この審議会で十分に実態を踏まえて御審議をいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、奥野委員。

奥野委員 計画制度の方でということでございますので、この前の基本政策部会での議論にも加わってまいりまして、そこでも行われたことでございますけれども、感想めいたことを2点ほど話させていただきたいと思います。

一つは広域計画の問題でございます。御案内のように、今の行政は、今の市町村よりも広域なもの、そして、今の都道府県よりも広域なものが求められているわけでございます。それで、市町村の方につきましては合併等々の具体的な動きがございまして、これがどこまで解決できるかということはまた別の問題としてあるといたしましても、一つの方向性が具体的なものとして見えてきているわけでございます。けれども、都道府県を超えた広域なもの、これも非常に重要な位置付けがなされているわけでございますが、この意思決定をどういうふうにしていくのかということは、まだ全くこれからの議論でございます。私も何かいい知恵があるわけではございませんけれども、ぜひとも重要なポイントとして取り上げていただきたい。

それから、第2番目は国土計画の理念の明確化ということ、これは一番最初に制度の改革等で述べられているわけでございますけれども、この半世紀、日本の国土計画は、「国土の均衡ある発展」という理念のもとに行われてきたというふうに理解いたしております。これは、理念としては非常にすぐれた理念だと私は思いますけれども、この半世紀を振り返りますと、その時代その時代でいろいろな解釈を許してきたわけございまして、あらゆることが、この「均衡ある発展」の解釈として可能になってきたということもございまして。そして今は、少し言葉は悪いかもしれませんが、何も意味しなくなっているという感じではなからうかと思うわけございまして、この辺の理念ということも、あるいはその理念の明確化、お話の言葉の問題も、これからのこの部会の大きな問題ではなからうかというふうに感じております。

以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、池谷さん。

池谷委員 2つございます。制度的な面でございますけれども、これからの社会は、N G Oが一つの社会的な重要な位置を占めるわけございまして、国・都道府県・市町村レベルで、それぞれN G Oの意見を聴くというような制度的な保障が今後必要になってくる

だろう。一つの事例として、ドイツにもあるわけでございますけれども、経済的な基盤及び制度的な意見の聴取といいますか、意見の場を設けるような制度が一つ必要であろうという感じがします。その辺の議論をちゃんとする必要がある。

あと一つは、持続的な発展ということがよく言われるのでございますけれども、日本の社会が、これから持続的な発展と言った場合に、経済的にどのレベルに行ったらいいのか、そういう目標値がなく、ただ言っていますものですから、公共投資をどこまでしたらそれはどうなっていくのか、その辺のことがよく見えないわけでありまして。グローバル化も、世界的な持続的な発展という中でどこまでグローバル化が進んでいくのかというのは限界があるわけでありまして、その辺の世界的な考え方と、国内での持続的な発展というのはどの辺の線を行くのか、きちっと議論を進めていく必要があるのではないかと考えております。

中村部会長 ありがとうございます。

農業サイドとか、土地利用サイドから御意見がございましたら、ぜひ伺っておきたいのですが、生源寺先生、お願いします。

生源寺委員 農業サイドから出ている委員ということなのかもしれませんが、発言の内容は、必ずしも農業サイドということではなしに、いずれしかるべきときに発言をしていきたいと思っておりますけれども、前回の国土審議会の場で、今、中村先生の方から御紹介がございましたように、審議会の存在感が弱いという話があったわけでございます。

そのときも、ちょっと私、考えたわけでございますけれども、ランドデザインの議論に多少関与して、その後の審議会の御議論を聞いておりまして、今日もそうなのですが、非常に広範な議論が行われるわけで、ほとんどすべてと言っていいほどの議論になっていくわけですね。これは性格上そうあるべきであると思っておりますし、やむを得ないと思っておりますけれども、ただ、収束するところはやはり国土あるいは国土に関連したストックの問題であって、そこに、やはり存在意義なり存在感を發揮すべき要素があるのだろうと思うんですね。

それで、今、立ち上がりのところでございますので、今後の審議の進め方なり、あるいは事務局の方からの問題の投げかけ方という点で、ちょっと申し上げたいわけでございます。今回は全総計画と国土利用計画の全国レベルを統合すると、これがポイントで、これは申すまでもないわけでございますけれども、この原点をやはり徹頭徹尾貫いていただきたい。つまり、開発・利用・保全、この間にある種の緊張感があるわけでございます。

もっと言いますならば、開発といっても、すべきか否かというよりも、いかなる開発かという問題のレベルがあると思いますし、利用といっても、利用転換なり、あるいは循環利用、一言で利用といってもいろいろなディメンジョンがある。保全も、むしろ修復すべき問題も、恐らく保全の中に入ってくるのだらうと思うんですね。その開発・利用・保全のディメンジョンの緊張感というものを絶えず意識するような議論をしてみたいものだなと思っております。

なぜこういうことを申し上げるかと申しますと、抽象的な議論のレベルでは結構なんですけれども、実際に議論が進んでまいりますと、そこが弱くなっていくということがあるのだらうと思うんですね。例えば、今日の資料、私、遅れてまいって中身を完全に承知しているわけではございませんけれども、調査審議体制の中で小委員会が3つできるわけですね。これは、ある意味では二層の圏域、それと、それ以外のところということと、それから、もう少し基幹的なインフラというようなジャンルに分かれているわけです。

それで、恐らくいずれについても開発・利用・保全の問題があるはずなんですね。ウエートは多少委員会のカバーする領域によって違うかもしれませんが、ゼロということとはあり得ないというふうに私自身思っております、個別具体的なところの点検に入るプロセスでも、今申し上げました3つの観点を絶えず意識するような進め方をさせていただくことが望ましいのではないかと。そのことが、並行して行われる制度検討委員会へのインプットにも、その議論がなっていくのだらうと思います。

以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

小早川先生、今日、この部会初めてかと思しますので、何か御意見がありましたら、御感想でも結構でございます。

小早川委員 初めてでございますので、今日は専らお話を伺おうと思っておりましたけれども、当てられましたので。

ただ、特にユニークな発言すべきことを持っているわけではございません。一方で、地方分権の流れは所与のものとしてあるわけですが、そのことを踏まえつつ眺めながら、特に計画体系のあり方を考えていく際に、どういうことに気をつけるべきかということ先ほどから考えております。

先ほどからお話がありますように、これからは、長い目で見れば市町村が合併で強くなり、基礎的自治体として日本の社会構造の基本的な要素にさらになっていくのだらうと思

ます。そのことからしますと、国土計画の仕組みの中でも市町村の位置付けをしっかりとやり直す。それで、市町村の自らの役割と、それから、上位・広域の計画策定への市町村の関与ということは、大変重要なことではないかと思えます。

ただ、市町村そのものが、まさに今合併で流動しているところでもあります。先ほど、都道府県の方はというお話もありましたけれども、恐らく、やはり市町村、基礎自治体のあり方が変わっていく、その何らかのはね返りでもって都道府県のあり方というものも変わっていくわけですね。ですから、地域を担う、そういう自治体の形というものは大事にしなければいけません、それは不動のものではないということ踏まえる必要があると思えます。

それで、国土計画のあり方を考える際にも、今の自治体の形を前提にするだけではなく、あるいは一定の方向を前提にするだけではなくて、こちらから地域の作り方というのはいかにあるべきかということ、国土ないしは県土地域空間の形成のあり方、そういうふうに絞った観点から、地方行政の仕組みについてもかくあるべきではないかということ、具体的に言っていく余地があるのではないかと思えます。

その際に、いろいろあると思えますけれども、やはり一つ重要なのが、先ほど来出ております外国人は典型ですが、外国人ではなくても、普通の意味の日本人の中にもいろいろな異文化があるわけですし、従来の地方自治の構造がそういうものを十分酌み取ることができていたかということ、必ずしもそうではないのではないかと。そこは、高齢化社会といったお年寄りの問題もありますし、障害者の問題もありますし、さらには若者全体も私も大学で職を奉じていますけれども、若者というのも異文化でありまして、今の行政のシステムにうまく乗れないところがあると思うのです。

しかし、地域で生活しているという立場からすれば、外国人であれ若者であれ、みんな同じわけでありまして、その地域の生活者にいろいろな人たちがいる。それを、その地域の作り方の中にどう役割を与えていくのかという観点が一つ重要なのではないかと。そういうあたりから、また逆に、地方自治の制度に対しても何らかの発信ができるのではないかと。差し当たり、今日は最初でございますので、極めて抽象的にそんなことを考えております。

中村部会長 ありがとうございます。

大体時間なので、最後に一つぐらい。

それでは、高木委員、お願いします。

高木委員 私も、今日初めてでございましたので、ずっとお聞きをしてと思っていたのですが、ちょっと感想的なものでございますが申し上げさせていただきたい。

先ほど、小早川委員もおっしゃられていたわけですが、それから、生源寺委員も開発・利用・保全というようにお話をされていましたが、私がちょっと申し上げたいのは、今の日本の形というのは、いろいろな制度とかシステムで実行されていると思うのです。そうすると、将来を考える場合に、今の制度、システムがどういうふうになるか、またなっていくのか。この辺、難しいわけですが、その辺をよくよくこの検討の中で深めていかないと、結局、今のシステムなり制度なりを前提にして、将来こうなるということになると、相当なずれが出るのではないかという感じがするわけであります。

人口問題も先ほど来議論があったわけですが、人口のことを考える場合も、一体、今の時点で見通し得る状況変化、先ほど説明がありましたが、そういうことを前提にしていろいろ考えざるを得ないわけですが、そのときに、やはり制度、システム、そして技術等々いろいろな変化があるわけでありまして、そういうことをどこまで見込んで人口というものを考えるのか、こういうことも非常に重要なこと。それから、計画制度そのもののあり方にもかかわるかもしれないということであります。

いずれにしても、そういった観点をこれからの検討に入れていただきたい。それは、例えば農業の問題、農地の問題、森林の問題を考えた場合も、今の制度、システムというものを前提にしてしまうと身動きがとれなくなるわけです。それは恐らく、これから開発・利用・保全という、先ほど生源寺先生がおっしゃられたことと関連していくと思うのですが、今の制度・システムをどこまでどう変えるか、変えるべきか、そしてその関連でどう見るか、そういう点を深めないで、議論というか 要するに、夢のあるというのは、やはりそういう点をきちんと国民に示せるかどうかだということだと思います。

それから、この中に国民の意見を聴くとありますが、この聴き方については、相当工夫をしていただかないと、ただ、地方公共団体と一般に公募した方だけから聴くということではうまくいくのかと、これはお願いであります。

中村部会長 ありがとうございます。

まだ御意見いただいている方もございますが、時間になりましたので、もう一つ、後で御意見を伺う場がありますので、そのときにお願いしたいと思います。

それでは、今日の議題についてお諮りしたいと思います。1番に課長から説明のありました「今後の調査審議の進め方」については、事務局の提案に沿って、専門委員会を設

置いて調査審議を進めるという案が出ておりますが、こういうようなことで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中村部会長 ありがとうございます。

それでは、御異議ございませんようですので、そういうふうにさせていただきます。

それで、メンバー等その他につきまして説明をお願いします。

守内国土計画局総務課長 ただいま設置を御決定いただきました専門委員会に所属されます委員、特別委員及び専門委員につきましては、調査改革部会設置要綱というのがございまして、これに基づきまして、部会長に御指名いただくことになっております。

また、委員長につきましても部会長の指名により決定されることになっております。

中村部会長 ありがとうございます。

そういうことですので、委員構成等につきましては部会長が指名するというところでやらせていただきたいと思います。

(2) 「土地政策分科会企画部会国土利用計画法

ワーキンググループ中間とりまとめ」について

中村部会長 もう一つ、今日は説明をしていただくことがございます。「土地政策分科会企画部会国土利用計画法ワーキンググループ中間とりまとめ」につきまして、五十嵐土地利用調整課長から説明をお願いします。

五十嵐土地・水資源局土地利用調整課長 土地・水資源局の土地利用調整課長でございます。

お手元に資料5 - 1と5 - 2があろうかと思いますが、5 - 2が、先週の金曜日27日に、土地政策分科会企画部会に国土利用計画法ワーキンググループの方から報告がなされた本体でございます。「中間とりまとめ(概要)」というのをその上につけておりますので、概要について御説明を申し上げます。

土地政策分科会におきましては、国土計画体系の見直しの中で、特に都道府県の計画と市町村の計画、それから、それに関連してあります土地取引規制の制度、これは、いずれも土地利用計画との関係が非常に強いものですから、その部分を分担いたしまして、昨年

の9月からワーキンググループを中につくって検討してきたところでございます。

資料5 - 1の1ページに検討の背景ということがございますが、これは、既に先ほど来の御説明でもございますが、一つは国土計画体系を国土の利用・開発・保全という総合的な計画にしようということである。それで、全国計画の統合ということが言われておりますので、必然的にその下にある幾つかの計画をどうしていったらいいか、そのままではなくて、どういうふうに整理・統合していったらいいかという話が出てくるであろうということでございます。

それから第2に、昭和49年に国土利用計画法ができて以来、その後社会経済情勢が大変変わってきて、バブルが起き、それから、また崩壊したということ。それから、市町村においては、独自に土地利用に関する計画を策定している優秀な市町村の例も見られている。

それから、土地取引規制そのものにつきましても、平成10年に事後届出制への変更ということで大幅な規制緩和がなされている、そういうふうになっているということでございます。

同じページの第2に総論とございますが、私どもの基本認識、あるいはワーキンググループの基本認識ということでございます。

第1の paragraph は、「国土の利用・開発・保全に関する総合的な計画」にするという観点からの見直しであるということ、それから、その下の、土地というのは、他に代替できない地域社会の共有財産である。具体的には、自然の条件、地形的条件に十分配慮しながら、経済・社会・環境の3つの面を調和させた利用が必要であるということでございます。

特に、人口増加が終焉し、開発圧力が止まったと言われている昨今においては、適正で有効かつ持続的な土地利用をどう実現するかということが重要であるということでございます。

申し上げるまでもなく、市町村というのは、土地という現場に最も近い自治体でございます。そこでどういう取り組みがなされるかというのは大変重要であるわけでありましてけれども、現行の制度では、先ほど実例があると申し上げましたが、制度的には、市町村レベルの土地利用に重点を置いた計画制度というのが十分ではないという指摘があるわけでございます。

また、都道府県においては土地利用基本計画という制度がございますけれども、これは

一方で、制度はありながら、ビジョン的あるいは長期・中期の基本構想的なものとの結びつきがなくて、事実上個別法の後追いになっているのではないかという問題点の指摘があるわけであります。

さらに、先ほど来のお話にもありますような市町村合併あるいはいろいろな地方行政制度の改革の中で、単位が変わりますから、それに伴って土地利用の見直し、再検討というものも必然的に起こってくるのではないかということでもあります。

このようなことを踏まえながら、人々の生活の質が真によくなるような計画制度というのはどういうものだろうか、そういう検討が必要だろうということでもあります。

第3のところからが、具体的に検討の方向性を申し上げているわけであります。計画の内容というところで、一つは、計画の構造として、まず第1に基本構想、ビジョン的なもの、これは都道府県なり市町村のエリアについての国土の利用・開発・保全のビジョンでございます。第2としては、これにより達成すべき目標。アウトカムというお話も先ほどから出ておりますが、目標でございます。それから3番目として、これらを達成するための措置ということで、一つの計画ではありますが、この3段階に大きく、その3項目に分かれる。

この考え方は、従来ございました都道府県レベルの総合開発計画、国土利用計画・都道府県計画、それから、土地利用基本計画を、それぞれの特性を見ながら、一つの計画としてどういうふうに組み合わせたら一番うまく働く、あるいは意味のあるものができるのかということで、この3つの項目に分けて、それぞれ役立てようということでございます。

基本構想については、できるだけ長期的な見通しを立てながらフィジカルなもの、何か物をつくるということだけではなくて、人々のいろいろな活動なりあるいは自然環境を保全するという動きも含めていこうと、地域の姿のビジョンを示していくものということでございます。

目標については、先ほど来、お話にもあります計画の達成状況なり、進捗をチェックすることから必要であろう。

それから、これらを達成するための措置として、ここの部分大きく2つに分けて、一つは個別具体の施策、事業的なもの、あるいは何らかの運動的なものがあるかと思えます。もう一つは、土地利用面でどういう誘導を図っていくかという施策があるかと思えます。

後半の土地利用の誘導に関する施策でございますが、これは、先ほど申し上げた人々の

活動あるいは自然環境の保全というのが、どの場所でどのような形で行われるのかということ、そういうものを土地利用という切り口で示したものであるということによって位置付けられると考えております。

この土地利用の誘導に関する施策の性格でございますけれども、これは他の、例えば類似の都市計画制度あるいは農業振興地域制度のように、独自にそれ自体が規制措置、土地利用あるいは開発についての規制措置を持つということではなくて、一つは基本構想なりビジョンの中身をすぐれたものにする、その内容なりあるいは合意の形成という観点から、非常に中身のあるものにするということを行いつつ、一方で、現在の国土利用計画法 10 条という条文がございます。これは、それらの個別施策について上位性を持つということが定められております。それで、これらを踏まえまして、この 2 つを組み合わせ、個別規制法が現実社会に作用するという通じて、国土計画なり、新しい計画が現実社会に働いていくという仕組みを踏襲することが適当ではないかということでございます。

その次、都道府県計画と市町村計画でございます。市町村計画はできるだけたくさんつくっていただきたいわけでありますが、市町村の置かれた状況が大変まちまちでございますので、策定は任意のものとするべきではないか。

一方、都道府県計画は、やはり全国計画だけではなくて、少し土地という観点に足のついた都道府県計画で、全国計画なりブロック計画の具体化を図っていくという観点からすれば、ぜひ義務化するという方向での検討をこれから先していきたいものだというふうに考えております。

都道府県計画、市町村計画の役割分担としては、専ら域内のことについては市町村が、それらを超えることについては都道府県がという広域性が出てくるであろう。それから、現在ございます都市地域、農業振興地域、農業地域あるいは森林地域等の 5 地域区分、土地利用基本計画で定めておりますが、これは都道府県計画の、先ほど申し上げた土地利用の誘導に関する施策の中で定めることとし、市町村はこれらを前提としながら、より詳細あるいは個別具体的な土地利用の方針について記述することができるというような仕組みとすれば、市町村の実態に応じた土地利用の調整方針あるいは調整計画というものが出てくるのではないかと考えております。

それから、計画策定手続・住民参加のところでございますが、都道府県・市町村の関係、これは基本的に対等な立場だということ、一方で、全国計画からのある意味の一貫通貫、内容的には一貫通貫ということを図るという必要性もあろうかと思っております。したがって

て、都道府県計画を基本としながら市町村計画をつくるというような仕組みがよいのではないか。

また、それらの調整ルールとしては、特に同意等を必要しない事前の協議なり、あるいは事後の助言・勧告制度と、比較的緩やかな仕組みでよいのではないかと考えております。

住民参加の手続というのは、各地域にそれぞれにふさわしい住民参加手続が確立されることが期待されるということで、実質的に大事なものは、住民参加が実を持って行われるようないろいろな情報の提供ということが大事なのではないかとということが御意見としては出ております。

それから、計画技術・計画評価でございます。この計画技術は、特に市町村の場合、意欲はあっても、技術なり、あるいは人的資源において欠けていて計画がつかれないということがあろうかと思っておりますので、国なり都道府県が、これらについて支援をしていくということ、制度的になるかどうかはわかりませんが、十分考えていく必要があるかと思っております。

また、策定された計画については、その達成状況や、あるいは少しく時間のたった場合にはその内容の妥当性をさらにチェックするという、計画評価の仕組みも必要であろうと思われるわけでありまして。

4ページの第4のところは土地取引規制でございます。土地取引規制というのは、現在、先ほど申し上げた都市計画制度あるいは農業振興地域制度にあるような具体的な行為、開発行為に至る前の取引という段階で行政が関与することができるということで、いろいろな意味でトラブルを未然に防ぐという機能がございまして。そのような観点から積極的に活用するという必要ではないかと思っております。

しかしながら一方で、現在の制度は、地価の高騰なり投機的取引があるということを前提とした仕組みに確かになっておりますので、これらを土地の有効利用というより一般的な命題に合致するような仕組みに変えていく必要があるのではないかと。具体的な規制制度も、利用要素を中心としたものも考えていくべきではないかということでありまして。

現在、規制制度は複雑化しておりまして、規制区域、監視区域、注視区域、それから一般地域の事後届出制という4種類になっております。必要なものは残さなければいけないわけですが、一方で現実的に複雑であるという問題がありますので、市場における経済取引行為としての土地取引という面からいたしますと、規制は限定的、必要最小限であるということが望ましいわけでありましてけれども、過去の経験等に鑑みますと、全くこれを廃

止してよいかどうかということについては慎重に扱う必要があるのではないかと考えております。

また取引段階で、例えば行政から勧告なり助言が適切なタイミングで的確に行われるためには、事後届出ではちょっと遅いのではないかと御意見がございます。むしろ、事前届出制に戻すべきではないかと御意見があります。

ただ、一方で行政の関与については、それ自体、行政が後で、例えば訴えられるとか問題になる可能性もかなりあるというような御意見、それから、一度規制緩和したものを戻すということはなかなか難しいのではないかと御意見がございますので、どういう形にすれば、行政なり土地購入者にメリットが出るような事前の情報提供制度が考えられるかということを少しく工夫してみなければならぬと考えております。

それから、最後、遊休土地制度でございます。現在の制度は、土地の買い占め、売り惜しみを前提とした制度になっておりますが、現在、別の形での遊休地がいろいろあります。これについては、情報のミスマッチという面もあるかと思います。また、固定的な土地利用に関する思い込みということもあるかと思いますので、情報公開、情報提供を進めながら、また柔軟な土地利用形態を探求するということに関係者含めてやっていく必要があるのではないかと御意見でございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、御報告をさせていただきました。

中村部会長 ありがとうございます。

以上が、土地政策分科会の国土利用法ワーキンググループの中間とりまとめの報告でございます。

何か御質問がありましたらお願いいたします。

他の分科会の仕事になっていきますので、御質問を受けるだけにしたいと思います。

池谷委員 今の御説明の中で、住民参加のところ、NGO、NPOの存在は、この中でどういうふうに議論されたのでございましょうか。

五十嵐土地・水資源局土地利用調整課長 住民参加の中で、そういうことがいいのではないかと御意見もございました。

ただ、一方で、土地の利用というのが非常に現場の問題になってまいりますので、そこに対して物が言える、発言権があるのは実際だれなのか、住民なのか、土地所有者なのか、あるいは一般の市民まで広げるのか、あるいはもっと幅広いところまで広げるのかということいろいろ御意見がありました。その辺の整理は、私ども、まだついていないところ

でございます。

ただ、今、私の受けとめ方からすれば、今の御指摘は、例えばNGOなりNPOという組織が、いろいろな視野からの幅広い知識なり情報を持っておいでだということであれば、これらに情報を十分に提供することについては、行政、国も都道府県も最大限の努力を払うべきであるという御議論は一方で出ております。

したがいまして、そういう学識経験者なり第三者の情報も十分得るという前提で、もう一方で、直接的な利害関係者の意見調整はどうやったらいいのかという、この2段階が少しあるのかなという感じを私どもは持っております。

ただ、いずれにしましても、まだ具体的に制度設計をしておりませんので、確定的なことは申し上げられないわけでございます。

中村部会長 あと、何か御質問……。

どうぞ。

小早川委員 御説明の中で、部会長は、これは他の分科会のことであるのでとおっしゃいましたが、計画体系の再検討をしていくこととの関連があるかと思うのです。今、御説明の中で、都道府県計画と市町村計画の関係について、前者を基本として両者に相違のないようにという表現がありました。これはさらに言えば、国の計画と都道府県計画と市町村計画、その計画相互の関係ということになるかと思うのですが、広域計画が常に上位計画であり、そちらの方が効力が強いという固い前提で議論がされているのか、それとも、もう少し柔らかく、双方向的な働きかけがあって全体として調和のとれた計画、それぞれの役割に応じて、かつ調和のとれた計画になるというような考え方もあるかと思うのですが、その辺の議論の感じをちょっと。

五十嵐土地・水資源局土地利用調整課長 今の概要のところには出ていないわけですが、恐縮ですが、後で詳細の方をご覧くださいますと、例えば、都道府県計画に対しまして市町村からの提案権の話ですとか、あるいは都道府県計画をつくるときに市町村が意見を言う規定だとか、そういうものも必要だろうという話は出ているわけでございます。

これは確かにそのとおりでございますが、現場のことは市町村が、もっと言えば、地区ぐらいが一番よく知っているのかもしれませんが、市町村の方が都道府県よりははるかに御存知なわけで、そういう意見を十分酌み取って都道府県の計画もつくっていただかなければいけない、これは現実の姿でございます。

したがいまして、そういう規定もルールも当然、つくるときには入れていかなければい

けないと思うわけでございます。

ただ、基本的には、計画体系として一貫性を持って、国として、この点が重要だよと。例えば環境に配慮するというので、里山の扱いをどうするかということ、一旦全総なり新しい全国計画の中でお認めいただくのであれば お認めいただくプロセスはちょっと別にしまして、お認めいただいた場合には、これは、ぜひ都道府県の計画の中でも踏まえていただきたいし、市町村の中でもこれらは踏まえていただけてつくっていただきたいというわけでございます。そういう意味での基本とするということは、法律の条文として書かなければいけないのかなと思っております。

中村部会長 よろしいでしょうか。

それでは、国土利用計画法のワーキンググループからの報告は以上で終わりたいと思います。

きょうの議論の全般を通しまして何か御意見がございましたら、ぜひお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ森地委員、お願いいたします。

森地委員 今回の土地利用計画のところもそうなんですが、基本的に広域とブレイクダウンしたところ、全総の方の体系もそうですけれども、基本原則を決めてこういうことが重要だよという部分と、それからスケールが違ってより細かいスケールでやっていくような話と、広域調整をする話が全部一体で、上位計画、下位計画となっています。中身は、かなり違うことになります。

現実には話を聞いて決めるよというのですが、意思決定自身がどの時点でされるかというと、実際のプランをつくる時に一生懸命考えてこうやってみたらという、そのタイミングのずれがいつも問題になってきて、実際に計画をつくった人間ならすぐに悩むようなところを、法律的にどういう格好で位置付けるべきかという、この辺が議論のポイントかと思えます。

結論から言いますと、評価とかいろいろあるのですが、生源寺先生がおっしゃったように、2つを融合した計画制度を、しかも法律として位置付けるという部分と、それからもう一つは、計画自身の実行手段は個別の道路づくりであったり、インフラ整備であったり、あるいはソフト施策であったり、いろいろな政策であるわけで、計画の評価というのは、一体何の評価をするのかという、このところのずれも ずれという言い方はよくないですかね。ターゲットがはっきりしていないというところの問題もでございます。

したがって、ここで議論し、法律として提案していくことと別に、国土の運用をどうやっていくのかという、もう少し関連事項まで含めた評価を、法律のどこで位置付けるのかわかりませんが、実態としては、そういうことをできるようなことにしておかないと、今までと同じことが起こることを危惧いたします。

もう一言だけ言いますと、計画というのは、時間を決め、何をするか、何をあきらめるかということを決めることのはずですが、大変不幸なことに、全総計画はずっと、そういうことを決めようとする、それを決めるなという力も現実には働いて、非常に抽象的なことだけにとどまる、こんなこともございました。

全総法だけでマネージできることではないことが大変多い、それをどうやって一つの仕組みにするかと、こんな少し全総の方からはみ出した議論もどこかで必要かなと思っております。

以上でございます。

中村部会長 あと、よろしいでしょうか。

星野委員、何か最後にございますか。よろしいですか。

それでは、大体、御意見も出尽くしたようですので、これで終わりたいと思います。

大変、熱心な御議論をありがとうございました。

そ の 他

中村部会長 最後に、事務局から連絡事項等々お願いいたします。

守内国土計画局総務課長 次回の調査改革部会につきましては、8月下旬もしくは9月の上旬ごろの開催ということで皆様に日程調整させていただいているところであります。日程が決まり次第、御連絡をさせていただきたいと存じます。

本日は、ありがとうございました。

閉 会